

理者ニ付本人又ハ保護者ニ對シ療養ニ關スル處置ヲ命ズルコトヲ得但シ官立ノ學校又ハ公立若ハ私

立ノ大學、專門學校、實業專門學校、高等學校若ハ之ニ準ズベキ學校ニ在學又ハ在園スル被管理者ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處置ヲ命ゼラレタル者貧困ノ爲其ノ義務ヲ履行スルコト能ハザルトキハ地方長官ハ其ノ者ノ申請ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケシムルコトヲ得

第十三條 國又ハ道府縣ノ事業ニ使用セラル被管理者ニ關シ第五條第一項及第十條乃至前條ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

監獄、矯正院、少年教護院其ノ他勅令ヲ以テ定ム

ル施設ニ在ル被管理者ニ關シ第四條第二項、第五條第一項、第六條、第八條第一項第二項及第十條乃至前條ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付亦前項ニ同ジ

第十四條 被管理者ヲ使用スル者ハ體力検査ノ結果ヲ不當ニ援用シテ被管理者ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第一項但書ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シ體力検査ヲ行ハザル者

二 被管理者、保護者又ハ第四條第二項但書ノ規定ニ依ル義務者ノ義務履行ヲ妨ゲタル者

三 满十八歳未滿ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第十六條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ科料ニ處ス

一 第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニシテ被管

理者ヲシテ體力検査ヲ受ケシムル爲必要ナル措置ヲ爲サザルモノ

#### 附則第二項

當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限定スルコトヲ得

當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令第十三號會社經理統制令

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
〔參照〕

#### 附 則

昭和十五年九月十日閣令第十三號會社經理統制令

#### 規則中一部改正の件公布

昭和十七年一月閣議決定を見たる家族手當の支給に關する件に就いては本誌前號本欄所報の如くであるが、之に基く會社經理統制令及び賃金統制令の兩施行規則の改正は夫々閣令及び厚生省告示として公布を見ると到つた。之を掲ぐれば次の如くである。

#### 會社經理統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年一月二十八日)

會社經理統制令施行規則中左ノ通改正ス

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ超エザルトキハ十圓)ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲タル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモノ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 满六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 满十八歳未滿ノ子ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

#### 賃金統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年二月十七日)

四 不具廢疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモノ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 满六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 满十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四 不具廢疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

一 賃金統制令施行規則第九條第二號ノ規定ニ依リ最低賃金ニ含マザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月七日厚生省告示第三百九號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

一、家族手當 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモノ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未満ノ直系卑屬若ハ不具廢疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手當

〔参照〕

昭和十六年七月二十六日厚生省告示第三百九號ハ本號ト同

件ナリ

尙、昭和十六年七月二十六日厚生省告示第三百十三號（賃金統制令第十條第二項ノ賃金ニ含マザル手當指定ノ件）も右趣旨に伴ひ厚生省告示第七十五號として同日付官報を以て告示せられた。

國民醫療法の公布

第七十九回帝國議會の協賛を經たる國民醫療法は昭和十七年二月二十五日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民醫療法(昭和十七年二月二十四日法律第74號)

第一章 総則

第一條 本法ハ國民醫療ノ適正ヲ期シ國民體力ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ醫療關係者トハ醫師、齒科醫師、保健婦、助產婦及看護婦ヲ謂フ

第二章 醫師及齒科醫師

第三條 醫師及齒科醫師ハ醫療及保健指導ヲ掌リ國民體力ノ向上ニ寄與スルヲ以テ其ノ本分トス

第四條 醫師又ハ齒科醫師タラントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ與ヘズ

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 未成年者、禁治產者、準禁治產者、精神病者、聾者、啞者及盲者

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ與ヘズ

一 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

二 醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者

三 前二號ニ該當スル者ヲ除クノ外醫事ニ關シ不正ノ行爲アリタル者

第七條 厚生省ニ醫籍及齒科醫籍ヲ備ヘ醫師免許及齒科醫師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス

第八條 醫師ニ非ザレバ醫業ヲ、齒科醫師ニ非ザレバ齒科醫業ヲ爲スコトヲ得ズ

醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ齒科專門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中命令ヲ以テ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 診療ニ從事スル醫師又ハ齒科醫師ハ診療治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十條 診療ニ從事スル醫師又ハ齒科醫師ハ診斷書ノ交付ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十一條 醫師又ハ齒科醫師醫業又ハ齒科醫業ニ關シ命令ヲ以テ定ムル科名ニ付專門ヲ標榜セントスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十二條 醫師又ハ齒科醫師診療ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク診療ニ關スル事項ヲ診療錄ニ記載スベシ

前項ノ診療錄ニシテ病院又ハ診療所ニ依リ爲シタル

診療ニ關スルモノハ其ノ病院又ハ診療所ノ管理者ニ於テ、其ノ他ノ診療ニ關スルモノハ其ノ醫師又ハ齒科醫師ニ於テ五年間之ヲ保存スベシ

第十三條 醫師又ハ齒科醫師醫業又ハ齒科醫業ニ關シ命令ヲ以テ定ムル科名ニ付專門ヲ標榜セントスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十四條 醫業又ハ齒科醫業ニ關シテハ何人ト雖モ前條ノ規定ニ依ル專門ノ標榜ノ外技能、治療方法、經歷又ハ學位ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ但シ醫師又ハ齒科醫師ノ稱號及命令ヲ以テ定ムル診療科名ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 醫師又ハ齒科醫師第五條各號ノ一ニ該當スル業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十六條 醫師ハ自ラ診察セズシテ治療ヲ爲シ、診斷書若ハ處方箋ヲ交付シ又ハ自ラ検査セズシテ検査書若

ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ズ但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

齒科醫師ハ自ラ診察セズシテ治療ヲ爲シ又ハ診斷書若ハ處方箋ヲ交付スルコトヲ得ズ

第十七條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル

事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル

事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル

事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル

事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル

事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル

事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル

事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス